

国立大学法人鳴門教育大学自家用電気工作物保安規程

平成16年 4月 1日

規程第 46 号

改正 平成19年3月23日規程第25号

平成20年3月17日規程第19号

平成21年3月31日規程第43号

平成22年3月24日規程第42号

平成23年3月31日規程第46号

平成29年3月 8日規程第36号

平成31年3月13日規程第34号

令和 2年3月19日規程第32号

(趣旨)

第1条 この規程は、電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）第42条第1項の規定に基づき、国立大学法人鳴門教育大学（以下「本学」という。）における自家用電気工作物（以下「電気工作物」という。）の工事、維持及び運用に関する保安の確保のために必要な事項を定める。

(適用の範囲)

第2条 この規程は、別表第1に掲げる電気工作物の事業場（以下「事業場」という。）に適用する。

(他の法令等との関係)

第3条 本学の電気工作物の保安に関しては、消防法（昭和23年法律第186号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）及びその他の法令又はこれらに基づく特別の定めのある場合を除くほか、この規程の定めるところによる。

(保安業務組織)

第4条 電気工作物の工事、維持及び運用に関する責任の所在を明確にし、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安業務（以下「保安業務」という。）を執行する組織構成は、次のとおりとする。

- (1) 保安業務を統括管理する管理者を置き、学長をもって充てる。
- (2) 事業場ごとに法第43条に規定する主任技術者を置き、管理者が選任する。
- (3) 保安業務を円滑に行うため、主任技術者の下に補助者を置くことができる。補助者は、本学の職員から、管理者が指名する。

2 保安業務の組織は、別表第2のとおりとする。

(管理者の義務)

第5条 管理者は、電気工作物に係る保安に関し、次に掲げる事項を決定し、又は実施しようとする場合は、主任技術者の意見を求めるものとする。

- (1) 年度計画に関すること。
- (2) 重大な事故に関すること。
- (3) 災害対策に関すること。
- (4) 電気工作物の建設工事及び補修工事の計画に関すること。

2 管理者は、主任技術者の電気工作物に係る保安に関する意見を尊重するものとする。

3 管理者は、法令に基づいて所管官庁に提出する書類の内容が電気工作物の保安に関係

がある場合には、主任技術者の参画のもとにこれを立案し、決定するものとする。

4 管理者は、所管官庁が法令に基づいて行う検査には、主任技術者を立ち合わせるものとする。

(主任技術者の職務)

第6条 主任技術者は、管理者を補佐し、次の各号に掲げる保安監督の職務を誠実に行う。

(1) 電気工作物に係る保安及び保安教育に関すること。

(2) 電気工作物の工事及び計画に関すること。

(3) 電気工作物の運転操作に関すること。

(4) 電気工作物の災害対策に関すること。

(5) 保安業務の記録に関すること。

(6) 保安用機材及び書類の整備に関すること。

2 主任技術者は、関係法令及びこの規程を遵守し、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督を誠実に行わなければならない。

3 主任技術者は、事業場ごとに常時勤務するものとする。ただし、電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号。以下「省令」という。）第52条第3項の規定による経済産業大臣の承認を受けた場合は、2以上の事業場を兼任することができる。

4 主任技術者は、前項の規定により、他の事業場の主任技術者を兼任する場合にあっては、第4条第3号に規定する補助者を連絡責任者とする。

(職員の義務)

第7条 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者は、関係法令及びこの規程を遵守するとともに、主任技術者が保安のためにする指示に従わなければならない。

(主任技術者不在時の処置)

第8条 管理者は、主任技術者が病気その他やむを得ない事情により不在となる場合にその業務を代行するもの（以下「代務者」という。）を指名しなければならない。

2 代務者は、主任技術者に指示された職務を誠実に行わなければならない。

(保安教育及び訓練)

第9条 主任技術者は、電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者に対し、電気工作物の保安に必要な知識及び技能に関する教育を行うとともに、災害その他事故が発生したときの措置について、必要に応じ指導訓練を実施するものとする。

(工事の実施)

第10条 主任技術者は、電気工作物の安全な運用を確保するために電気工作物の主要な工事又は改良工事を実施しようとする場合は、あらかじめ管理者の承認を受けなければならない。

2 電気工作物の工事を他の者に請け負わせる場合には、常に責任の所在を明確にし、完成した場合には主任技術者にこれを検査させ、保安上支障がないことを確認して引渡しを受けるものとする。

(巡視、点検及び測定等)

第11条 保安業務のための巡視、点検及び測定は、別表第3に掲げる基準に基づき行うものとする。

2 主任技術者は、巡視、点検及び測定を行うに当たっては、あらかじめ実施計画を作成し、管理者の承認を経て実施するものとする。

3 主任技術者は、巡視、点検及び測定の結果、法令に定める技術基準に適合しない事項

が判明した場合は、速やかに管理者へ報告するとともに、当該電気工作物を修理、改造、移設又はその使用を一時停止、若しくは制限する等の措置を講じ、常に技術基準に適合するよう努めるものとする。

(事故発生の防止)

第12条 主任技術者は、事故その他異常事態が発生した場合は、必要に応じ臨時に精密検査を行い、その原因を究明するとともに、再発防止に遺漏のないよう措置するものとする。

(運転、操作等)

第13条 主任技術者は、平常時及び事故その他異常時における遮断器、開閉器その他の機器の操作順序、方法等をあらかじめ定めておかなければならない。

2 主任技術者は、事故その他異常が発生した場合は、所管官庁、電気供給事業者ほか関係連絡先に迅速に報告若しくは連絡し、又は指示を受け適切な応急措置をとらなければならない。

3 前項の報告及び連絡経路は、受電室その他見やすい場所に掲示するものとする。

(防災体制)

第14条 管理者は、台風、地震、火災その他の非常災害（以下「災害等」という。）に備えて、電気工作物の保安を確保するために適切な措置をとられるよう、次の各号に掲げる事項についての体制を整備しておくものとする。

(1) 指揮命令及び情報伝達系統

(2) 予防対策及び機材の整備

2 主任技術者は、災害等の発生時における電気工作物の保安を確保するための指揮監督を行う。

3 主任技術者は、災害等の発生に伴い危険と認めるときは、直ちに送電を停止することができるものとする。

(記録及び保存)

第15条 主任技術者は、次の各号に掲げる記録又は書類等について、必要な期間保存しなければならない。

(1) 電気工作物の工事、維持及び運用に関する記録

ア 巡視、点検、測定記録

イ 補修工事記録

ウ 電気事故記録

(2) 主要電気機器の補修記録及び設備台帳

(3) 所管官庁、電気事業者に提出した書類その他主要文書

(責任の分界点)

第16条 本学と電気事業者との保安上の責任及び財産上の分界点は、事業場ごとの電力需給契約書に基づく責任及び財産上の分界点とする。

(需要設備の構内)

第17条 本学の需要設備の構内は、別図に定める。

(危険の表示)

第18条 主任技術者は、受電室その他高圧電気工作物が設置されている場所等であって、危険が生じるおそれのある場所には、注意を喚起する表示をしなければならない。

(測定器具類の整備)

第19条 主任技術者は、電気工作物の保安上必要とする測定器具類を常に整備し、これを適正に保管しなければならない。

(設計図書類の整備)

第20条 主任技術者は、電気工作物に関する設計図、仕様書及び取扱説明書等を整備し、これを必要期間保存しなければならない。

(保安管理業務の委託)

第21条 管理者は、第4条第2号に定める主任技術者を選任すべき事業場に主任技術者を選任しない、又はできない場合は、省令第52条第2項の規定により所定の手続きを経て、当該事業場に主任技術者を選任せずに、同施行規則第52条の2に規定する要件のものに経済産業大臣の承認を受け、保安管理業務を委託して行わせることができる。

2 前項により委託して行わせる電気工作物の保安に関しては、この規程を適用しない。

(雑則)

第22条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

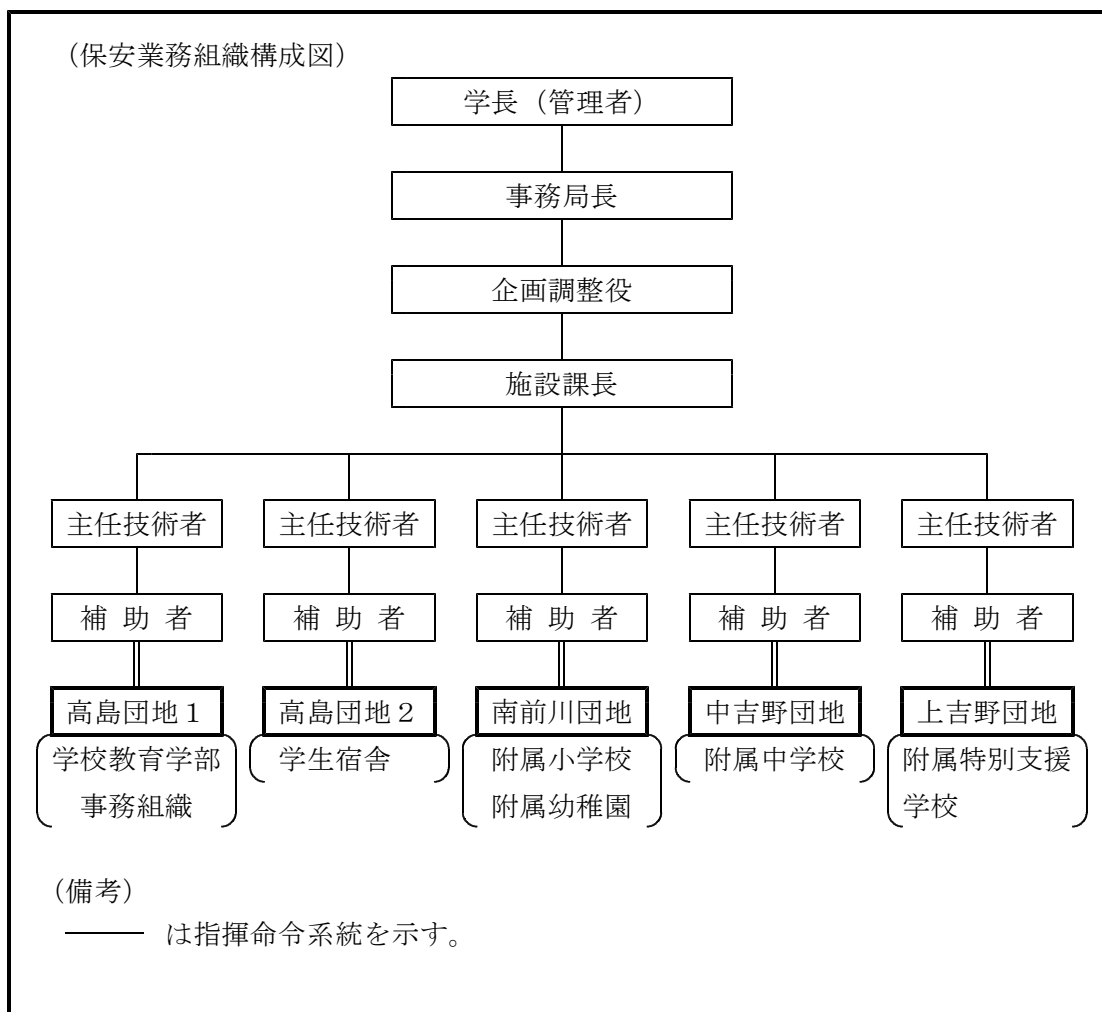
附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

事業場区分		部等
(1)	高島団地1	事務組織, 学校教育学部
(2)	高島団地2	学生宿舎
(3)	南前川団地	附属幼稚園・附属小学校
(4)	中吉野団地	附属中学校
(5)	上吉野団地	附属特別支援学校

別表第2（第4条関係）



別表第3（第11条関係）
巡視，点検，測定及び手入れの基準

項目	日常巡視点検手入れ			定期巡視点検手入れ			精密点検手入れ			測定			
	対象	No.	周 期	点検箇所要点	No.	周 期	点検箇所要点	No.	周 期	点検箇所要点	No.	周 期	測定項目
受	断路器	1	1ヶ月	受けと刃の接触，過熱，変色，緩み	1	1年	受けと刃の接触，過熱，緩み，荒れ具合				1	1年	絶縁抵抗測定
		2	1ヶ月	汚損，異物付着	2	1年	振れ止め装置の機能						
電	遮断器	1	1ヶ月	外観点検，汚損，亀裂，過熱，さび，損傷	1	1年	外部の損傷，腐食，過熱，さび，変形，緩み	1	3年	遮断速度の測定（開極投入時間最小動作電圧及び電流の測定を含む）	1	1年	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定 必要により動作特性
		2	1ヶ月	指示，点灯	2	1年	操作具合，機構				2	1年	
		3	1ヶ月	その他必要事項	3	1年	付属装置の状態				3	不定期	
					4	1年	接地線接続部点検						
設	母線				1	1年	母線の高さ，たるみ，他物との離隔距離，腐食，損傷，過熱				1	1年	絶縁抵抗測定
					2	1年	接続部分クランプ類の腐食，損傷，過熱，緩み						
					3	1年	がいし類支持物の腐食，損傷，変形，緩み						
備	受電用変圧器	1	1ヶ月	本体の外部点検，漏油，汚損，振動	1	1年	各部の損傷，腐食，さび，緩み，汚損油量	1	5年	内部について点検（コイル接続部，リード線，鉄心，その他各部）	1	1年	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定 絶縁油耐圧試験
					2	1年	接地線接続部点検		10年		2	1年	
備	計器用変成器	1	1ヶ月	外部の損傷，腐食，さび，変形，汚損，温度，音響，ヒューズの異常その他必要事項	1	1年	外部の損傷，腐食，接触，さび，緩み，変形，亀裂，汚損，ヒューズの異常				1	1年	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定
					2	1年	接地線接続部点検				2	1年	
備	避雷器	1	1ヶ月	外部の損傷，亀裂，緩み，汚損	1	1年	外部の損傷，亀裂，緩み，汚損，コンパウンドの異常				1	1年	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定
					2	1年	接地線接続部点検				2	1年	

受電	配電盤	1	1ヶ月	計器の異常，表示灯の異常操作，切替開閉器などの異常その他必要事項	1	1年	裏面配線のじんあい，汚損，過熱，緩み，断線 接地線接続部点検	1	2年	各部の損傷，過熱，緩み，断線，接触，脱落 端子配線符号	1	1年	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定 保護継電器の動作特性	
		2	1ヶ月		2	1年		2	2年		3	1年		4
電	電力用コンデンサー	1	1ヶ月	本体外部点検，漏油，汚損，音響，振動	1	1年	外部の損傷，腐食				1	1年		絶縁抵抗測定 接地抵抗測定
設備	蓄電池	1	1ヶ月	液面，沈澱物，色相，極板湾曲，隔離板，端子の緩み，損傷 表示電池の電圧，比重，温度測定	1	1年	木台，がいしの腐食，損傷，耐酸塗料のはくり 床面の腐食，損傷 充電装置の動作状況	1	3年	充電装置の内部	1	1ヶ月		比重測定 液面測定 各電池の電圧測定 絶縁抵抗測定
		2	1ヶ月		2	1年		3	1年		2	1ヶ月	3	
配電設備 屋外電線路を含む	断路器，遮断器，開閉器類			受電設備用と同じ			受電設備用と同じ			受電設備用と同じ			受電設備用と同じ	
		配電用変圧器					受電設備用と同じ			受電設備用と同じ			受電設備用と同じ	
		電線及び支持物	1	1ヶ月	電線の高さ及び他の工作物，樹木との距離 標識，保護の状況	1	1年	電柱，腕木，がいし，支線，支柱，保護網などの損傷，腐食 電線取付状態					1	1年
2	1ヶ月		2	1年										
ケーブル	ケーブル	1	1ヶ月	ヘッド，接続箱，分岐箱など接続部の過熱，損傷，腐食，及びコンパウンド油漏れ 布設部の無断掘さく 標識他物との離隔距離	1	1年	ケーブル腐食，きれつ，損傷					1	1年	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定
		2	1ヶ月		2	1年								
		3	1ヶ月		3	1年								
負荷	電動機 その他 回転機	1	1日	運転者が音響，回転，過熱，異臭吸油状況等について注意する 整流子，刷子，集電環	1	3ヶ月	音響，振動，温度 各部の汚損，緩み，損傷，伝達装置の異常 制御装置点検 接地線接続部	1	3年	温度上昇等を考慮し内部分解点検，コイル軸受，通風付属装置などの手入れ 温度上昇等を考慮し回転子引出掃除	1	1年	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定	
		2	1ヶ月		2	1年		2	3年		2	1年		
設備	電熱乾燥装置	1	1日	運転者が温度，変形，損傷等について注意する 接続部変色，腐食，接続部	1	1年	各部の変形，損傷，緩み，可燃物との隔離状況					1	1年	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定
2	1ヶ月	2	1年							2	1年			

負荷設備	照明設備	1	1 日	異音, 汚損, 不点	1	1 年	照明効果, 汚損, 損傷, 音響, 温度, コンパウンド漏れ				1	1 年	絶縁抵抗測定
	配線	1	1ヶ月	開閉器の点検, 湿気, じんあい等に注意する	1	1 年	開閉器, 機具の接続				1	1 年	絶縁抵抗測定
	実験装置	1	1 日	研究実験者が異音, 異臭, 過熱, 損傷等に注意する	1	1 年	研究実験の責任者が自主的に下記事項を点検する 音響, 振動, 温度 各部の汚損, 緩み, 損傷, 伝達装置の異常				1	不定期	必要測定事項
非常用予備発電設備	原動機関係	1	1ヶ月	燃料系統からの漏油及び貯溜	1	1 年	機関主要部分の分解点検	1	3 年	内燃機関の分解点検			
		2	1ヶ月	機関の始動停止									
		3	1ヶ月	始動用空気タンクの圧力									
	発電機関係			電動機その他回転機と同じ			電動機その他回転機と同じ			電動機その他回転機と同じ	1	1 年	絶縁抵抗測定
											2	1 年	接地抵抗測定
											3	1 年	継電器試験
太陽光発電設備	太陽電池アレイ	1	1ヶ月	表面の汚れ, 汚損, 架台の腐食	1	1 年	接地線の損傷, 接地端子の緩み				1	1 年	絶縁抵抗測定
		2	1ヶ月								2	1 年	開放電圧測定
	集電箱	1	1ヶ月	外箱の腐食, さび 外部配線の損傷	1	1 年	接続端子の緩み, 接地線の損傷, 接続端子の緩み				1	1 年	絶縁抵抗測定
	パワーコンディショナー	1	1ヶ月	外箱の腐食, さび 外部配線の損傷	1	1 年	接続端子の緩み, 接地線の損傷, 接続端子の緩み	1	2 年	系統連係保護装置の動作確認	1	1 年	絶縁抵抗測定
		2	2ヶ月								2	2 年	インバーター保護機能試験
	接地	1	1ヶ月	配線の損傷							1	1 年	接地抵抗測定

日常点検記録

団地名	
-----	--

点検記録

点 検 項 目		点 検 結 果 ・ 記 録								
		点検日 天候 点検者	月 温度	日 湿度	点検日 天候 点検者	月 温度	日 湿度	点検日 天候 点検者	月 温度	日 湿度
受 変 電 設 備	断路器									
	遮断器									
	母線									
	変圧器									
	計器用変成器									
	避雷器									
	配電盤									
	電力用コンデンサー									
配 電 設 備	蓄電池									
	断路器・遮断器・開閉器類									
	配電用変圧器									
	電線及び支持物									
負 荷 設 備	ケーブル									
	電動機・その他回転機									
	電熱乾燥装置									
	照明設備									
	配線									
非 常 用 予 備 発 電 装 置	実験装置									
	原動機関係									
太 陽 光 発 電 設 備	発電機関係									
	太陽電池アレイ									
	集電箱									
	パワーコンディショナー									
そ の 他	接地									

記 事	

定期・精密点検記録（1）

点検者		日 付	
団地名		天候	温度 湿度

点検記録

	点 検 項 目	点 検 結 果
受 変 電 設 備	断路器	
	遮断器	
	母線	
	変圧器	
	計器用変成器	
	避雷器	
	配電盤	
	電力用コンデンサー 蓄電池	
配 電 設 備	断路器・遮断器・開閉器類	
	配電用変圧器	
	電線及び支持物	
	ケーブル	
負 荷 設 備	電動機・その他回転機	
	電熱乾燥装置	
	照明設備	
	配線	
	実験装置	
非常用 予備発 電装置	原動機関係	
	発電機関係	
太陽光発電設備	太陽電池アレイ	
	集電箱	
	パワーコンディショナー	
	接地	
その他		

高圧絶縁抵抗測定

測定器

測 定 範 囲	測 定 方 法	絶縁抵抗値 (MΩ)	測 定 結 果	備 考

接地抵抗測定

測定器

接 地 対 象 種 別	接 地 種 別	測 定 値 (Ω)	測 定 結 果	備 考

定期・精密点検記録（2）

点検者		日	付	
団地名		天候	温度	湿度

変圧器点検

機 器 名 ・ 定 格	製 造 者 ・ 型 式	耐 電 圧	酸 化	測 定 結 果	備 考

地絡継電器試験

測定器

用 途	整 定 値 (A)	最 小 動 作 電 流 ・ 電 圧			動 作 時 間 (sec)		動 作 位 相 角	試 験 結 果
		A	A	V	%	%		

過電流継電器試験

測定器

用 途	整 定 値			最 小 動 作 電 流 A		限 時 特 性		結 果	備 考
	タ ッ プ	レ バ ー	瞬 時	限 時	瞬 時	%	sec		

機器点検

機 器 名 ・ 定 格	製 造 者 ・ 型 式	特 性	動 作 状 況	結 果	備 考

記 事	
-----	--

主要電気機器の保修記録

団地名		電気室等名	
-----	--	-------	--

機器名	定 格	製 造 者	型 式	製造番号	備 考	保	修	記	録

記 録 事 項	
---------	--

